

令和元年第6回 邑南町議会定例会（第5日目） 会議録

1. 招集年月日 令和元年12月3日（令和元年11月19日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和元年12月13日（金） 午前9時30分
 閉会 午前10時31分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	清水 優文						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	植田 弘和
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	三上 直樹	財務課長	白須 寿
町民課長	種 由美	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	日高 始	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子	監 査 委 員	森脇 義博
羽須美支所長	井上 義博	瑞穂支所長	川信 学	農業委員会長	田中 正規
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和元年第6回邑南町議会定例会議事日程(第5号)

令和元年12月13日（金）午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 陳情の委員長報告

陳情第3号 邑南町公共建築の木造・木質化の推進についての陳情

日程第3 議案の討論、採決

議案第55号 市町村建設計画の一部変更について

議案第56号 安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議について

議案第57号 令和元年度邑南町一般会計補正予算第4号について

議案第58号 令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

議案第59号 令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第60号 令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第61号 令和元年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

議案第62号 令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第2号について

日程第4 閉会中の継続調査の付託

令和元年第6回邑南町議会定例会議事日程(第5号の追加)

令和元年12月13日（金）

追加日程第1 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第63号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第64号 令和元年度邑南町一般会計補正予算第5号について

議案第65号 令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について

議案第66号 令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について

議案第67号 令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第68号 令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第3号について

令和元年第6回 邑南町議会 定例会(第5日目) 会議録
【令和元年12月13日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。13番石橋議員、14番三上議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 陳情の委員長報告

●山中議長（山中康樹） 日程第2、陳情の委員長報告を議題といたします。本定例会において、陳情第3号、邑南町公共建築の木造・木質化の推進についての陳情が産業建設常任委員会に付託されております。陳情第3号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●亀山産業建設常任委員会委員長（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山産業建設常任委員会委員長。

（委員長登壇）

●亀山産業建設常任委員会委員長（亀山和巳） 別紙により報告書を朗読

●山中議長（山中康樹） 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、質疑を終わります。

（委員長降壇）

●山中議長（山中康樹） これより、討論に入ります。本件に対する委員長の報告は一部採択です。したがって討論は、原案である陳情第3号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は一部採択とすべきものであります。陳情第3号、邑南町公共建築の木造・木質化の推進についての陳情について、委員長報告のとおり一部採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。したがって、陳情第3号、邑南町公共建築の木造・木質化の推進についての陳情につきましては、一部採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の討論・採決

●山中議長（山中康樹） 日程第3、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。議案第55号に対する討論を行います。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第55号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。したがって、議案第55号、市町村建設計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第５６号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第５６号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい、全員賛成。したがって、議案第５６号、安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第５７号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第５７号に賛成の方の挙手を求めます。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　はい、全員賛成。したがって、議案第５７号、令和元年度邑南町一般会計補正予算第４号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第５８号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第58号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。したがって、議案第58号、令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第59号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第59号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。したがって、議案第59号、令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第60号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第60号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。したがって、議案第60号、令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第61号に対する討論を行います。反対討論は

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第61号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第61号、令和元年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第62号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第62号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第62号、令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで暫時休憩といたします。

—— 午前9時40分 休憩 ——

—— 午前9時42分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決

●山中議長(山中康樹) 再開いたします。ただいま、町長から、議案第63号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第64号令和元年度邑南町一般会計補正予算第5号について、議案第65号令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につ

いて、議案第66号令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について、議案第67号令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について、議案第68号令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第3号について、以上、議案6件が提出されました。お諮りをいたします。議案第63号から議案第68号までの議案6件を、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号から議案第68号までの議案6件を、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 追加日程第1、町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決に入ります。議案第63号から議案第68号までの議案6件を、一括上程いたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

〜〜〇〜〜

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋 町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第63号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、国の人事院勧告に伴う改正でございます。詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくお願いします。

○植田総務課長(植田弘和) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 植田総務課長。

○植田総務課長(植田弘和) 議案第63号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、人事院勧告に基づき、給料、手当などを改正するものでございます。なお、今回の改正においては、施行日の違いから、第1条と第2条に分けております。第1条は、勤勉手当について改定分を12月支給とするための改正及び月例給の改定について定め、第2条は住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、最高支給限度額を1,000円引き上げること及び第1条で勤勉手当について改定分を12月支給としたものを6月と12月支給に戻すための改定でございます。議案書の次のページの改正文をご覧ください。1枚目から第1条が始まっております。以下12枚捲っていただいた給

料表の終わりまでが第1条となっております。続く13枚目からが第2条となっております、14枚目の中段から附則となっております。附則の第1項では、施行日について、第1条を公布の日から、第2条は令和2年4月1日からとしております。第2項では、第1条の適用日について、給料表に関する部分は平成31年4月1日とし、勤勉手当に関する部分は令和元年12月1日としております。第3項については、これまで支給した給与は改正後の給与の内払いとするための規定でございます。それでは1枚めくっていただき22分の1ページからの新旧対照表をごらんください。まず、第20条第2項第1号でございます。現行では勤勉手当基礎額に100分の92.5を乗じているところを、改正後案では6月に支給する場合は100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を得た額としております。また第2号では、再任用職員について現行で100分の47.5としているところを、改正後案では6月に支給する場合は100分の47.5、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額とすることで12月支給とするものでございます。続いて22分の2ページからが別表第1の給料表でございます。はじめが行政職給料表1。22分の8ページからが医療職給料表1。22分の14ページからが医療職給料表3となっており、30代半ばまでの職員が在籍する号俸についての改定としております。さらに4枚めくっていただいたところからが、第2条関係の新旧対照表でございます。3分の1ページをご覧ください。この度の改定で住居手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げ、最高支給限度額を1,000円引き上げることとしておりますので、第11条の3第1項において、現行では1万2,000円としているところは改正後案で1万6,000円に、同様に第2項第1号では2万3,000円は2万7,000円に改正するものでございます。続いて、第20条勤勉手当について、そのページ下から3分の2ページにかけて第2項第1号では改定分を12月支給するため6月と12月の支給割合を分けて記述していたものを同率に戻すための改正でございます。第2号は同様に再任用職員の場合の支給割合を同率に戻すための改正でございます。続いて、そのページ中段から3分の3ページにかけて、附則でございまして住居手当に関する改定の実施を2年に分けて行うための規定でございます。以上、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○石橋町長（石橋良治） はい、議長番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第64号から議案第68号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第64号、令和元年度邑南町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ379万円を追加するものでございます。次に、議案第65号、令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加するものでございます。次に、議案第66号、令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加するものでございます。次に、議案第67号、令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ17万

8,000円を追加するものでございます。次に、議案第68号、令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第3号は、営業外収益の増額、営業費用の増額を行うものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 議案第64号から議案第67号までのご説明を申し上げます。今回の補正は、人件費を計上しております全会計に共通して、本年の人事院勧告による月例給改定の本年4月に遡っての適用、並びに勤勉手当の0.05ヶ月分引き上げにより、職員給与費等人件費を追加するものでございます。4議案でございます。それではまず議案第64号、令和元年度邑南町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。本補正には非常勤職員公務災害に対応するための予算も含まれております。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ379万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を122億8,064万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。20款諸収入5項雑入は、非常勤職員公務災害補償保険料を379万円の追加とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。補正予算資料の後ろに給与費明細書がございますが、職員の人件費につきましては、総額で515万7,000円の増額でございます。予算区分での合計では、給料が89万6,000円の増額、職員手当が360万円の増額、共済費が66万1,000円の増額となっております。以下、人件費の補正以外のものについてご説明申し上げます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の5節災害補償費は、非常勤職員公務災害に係る災害補償費を379万1,000円の追加とするものでございます。25節積立金は、人件費の増額及び特別会計等への繰出金の財源とするため、財政調整基金の積立金を578万6,000円の減額とするものでございます。8ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費では、005国民健康保険事業特別会計繰出金を12万8,000円の追加とするものでございます。10ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費では、004上水道事業会計繰出金を23万6,000円の追加、005下水道事業特別会計繰出金（生活排水等）を2万3,000円の追加、006直営診療所事業特別会計繰出金を8万6,000円の追加とするものでございます。12ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費5目農地費では、006下水道事業特別会計繰出金（農業集落排水）を7万円の追加とするものでございます。14ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費3目下水道費では、001下水道事業特別会計繰出金（特定環境保全公共下水道）を8万5,000円の追加とするものでございます。一般会計は以上でございます。続きまして、議案第65号、令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号でございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を15

億1,783万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。先ほど一般会計の歳出でご説明いたしました一般会計繰出金、こちらのほうでは一般会計繰入金でございますが12万8,000円の追加とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費1項総務管理費の職員給与費を12万8,000円の追加とするものでございます。国民健康保険事業特別会計は以上でございます。続きまして議案第66号、令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号でございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億1,724万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。先ほど一般会計の歳出でご説明いたしました一般会計繰出金、こちらのほうでは一般会計繰入金でございますが8万6,000円の追加とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費1項施設管理費の職員給与費を8万6,000円の追加とするものでございます。国民健康保険直営診療所事業特別会計は以上でございます。続きまして議案第67号、令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号でございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ17万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億4,287万円とするものでございます。詳細につきましては、「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。先ほど一般会計の歳出でご説明いたしました一般会計繰出金、こちらのほうでは一般会計繰入金でございますが17万8,000円の追加とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款衛生費1項清掃費から3款土木費1項下水道費までそれぞれ職員給与費を追加とするものでございます。歳出の補正額合計は17万8,000円でございます。以上、4議案について地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願い致します。

**○三上水道課長（三上和彦）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 三上水道課長。

**○三上水道課長（三上和彦）** 議案第68号令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。この度の補正は、人事院勧告を受けた職員給与の改定に伴う増額を行うものでございます。第2条におきまして、収益的収入及び支出の補正を定めております。第1款、第2項の営業外収益につきまして、23万6,000円追加し、その計を1億9,475万9,000円とするものでございます。第1款、第1項の営業費用につきまして、23万6,000円追加し、その計を3億9,301万2,000円とするものでございます。次に、第3条で議会の議決を経なければ流用すること

のできない経費の補正を定めております。職員給与費につきまして、23万6,000円追加し、その計を6,713万5,000円とするものでございます。また、第4条で他会計からの補助金を23万6,000円追加し、4,035万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、邑南町水道事業会計補正予算に関する説明書の1ページをお開き下さい。収益的収入でございますが、1款水道事業収益、2項営業外収益、1目他会計補助金を23万6,000円増額でございます。次に、収益的支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用を23万6,000円増額でございます。内訳は、1目原水及び浄水費を13万3,000円増額、2目配水及び給水費を5万5,000円増額、4目総係費を4万8,000円増額でございます。以上、地方公営企業法第24条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、執行部の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~  
議案の質疑

●山中議長（山中康樹） これより質疑に入ります。はじめに、議案第63号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹） 14番、三上議員。

●三上議員（三上徹） はい。え～大変失礼なことを聞くかも知れませんが、毎年この時期になると人事院勧告によるというのが出てまいります。昨日も申し上げましたように、町内の中でも格差が開いている状況の中で、こういうふうには毎年毎年出て、それが当たり前のようにす～と通って行くわけなんです、これは人事院勧告が起きたら必ずこれはしなくては違反になるような状況なもんなのかどうか。私がわからんので。しかも、皆さんもこれが非常に給与に関することなのでタブー視されて出来ていないのかもわかりません。それともう一つは、給料が上がると言うことは地方交付税にも反映がたぶんは来るんだと思いますが、その辺を合わせて関連づけてですね、町独自である程度は考えて、はいじゃあ、ここへ提出できるものなのか、いや考えんでも人事院勧告だけえす～と来るもんなのか、その辺が毎年毎年疑問視しておりました。その辺について説明をお願いします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） はい。職員の給与改定は人事院勧告に従わなければならないものなのかという点からですが、え～人事院勧告がどのような経緯でなされているものかというのは、これまでもご説明をさせていただいておりますけど、繰り返し説明を

させていただきます。国家公務員に対してこの人事院勧告というものはまず行われるものでございます。それで、公務員には労働三権一部制約がかかっておりますので、その代償措置として労使交渉で決めるのではなく人事院が国家公務員に対して給与の勧告をしているわけでございます。で、地方公務員にあっては相当な規模をもっている団体では人事委員会を設置しております。そこが給与の適正なレベルであるかどうかを審査して勧告をすると、そういう仕組みになっております。ですが、邑南町のような規模の自治体にあっては人事委員会そのものを置くことをしておりませんので、何かによって判断していくということが必要になります。その時に、邑南町ではこれまで国家公務員に対して勧告を行われておる人事院勧告を見て、それに準じて改定をしてきたと、そういう経緯がございます。それで、人事院勧告どおり改定しなければならないかどうかということにつきましては、それは飽くまで人事院勧告に準じてということでございまして、その時の状況によって邑南町では勧告に準じて行うのかどうかというのは毎年検討審査をしております。その結果、邑南町でもそれに準じた改定をすべきという結論を出して、今回このように議案として上程をさせていただいているということでございます。邑南町が独自の考え方でもって支給する必要はないのかとうご意見でございましたけれども、職員の給与・公務員の給与というのは国であるとか県であるとか、それから地域の賃金の実態であるとか、そういうものを見て決定するという原則がございますが、人事委員会をもって地域の地場の賃金とかを調査する組織をもっている場合にはそれに基づいた算出ということも可能になると思いますが、先ほど申しましたように邑南町では人事委員会をもっておりませんので、そういう調査に基づいて算出された国の人事院勧告を参考にしているということでございます。

●三上議員（三上徹） 議長。

●山中議長（山中康樹） 14番。

●三上議員（三上徹） はい。わからんので大変失礼なことを聞くようでございましたけれども、必ずしもそうしなくても良いという状況もあるということでございます。むかし議会においてはですね、例えば邑智郡全部で行こうやというようなこともございましたが、各町村の事情によって下げたり色んな事を今までしてまいりました。そういうことがたぶん出来るんだろうと思います。今回も出すにあたっては、そういう検討を加えて出しておるということでございます。だから、反対するぞとかではございませんが、やはり今から邑南町の色んな財政を考えてみた時に、もう来たから直ぐそうだよと、例えば上げるのは上げるでも少しはセーブして上げたよとか、町で中でどれだけ差が付いておるかとかいうのも、ある程度は考慮にしながらそういうことまで検討したよというんならそうですが、来たら毎年そういう状況、しかも4月に遡ってて常になるわけです。それを毎年ね、私も本当にそれで良いのかなと思っておりましたので、今日そういう質問をさせていただきました。今年度がどうかではございませんが、またその辺も今から考慮に入れて欲しいと思います。

●山中議長（山中康樹） 他に質疑はないでしょうか。

●山中議長（山中康樹） 12番。

●亀山議員（亀山和巳） 先ほどの質疑の答弁の中でありました人事院勧告に準じて本町の引き上げを考えるということでしたが、数字的にはどうでしょうか。国の人事院勧告では給与については0.09パーセント、そこから期末勤勉手当については0.05箇月分を引き上げることが相当であると勧告しておりますが、先ほど示された一部改正の案について、数字的にはこの人事院勧告の数字と同じものなのか、それとも町独自の数字なのかということ。それともう一点、島根県にも人事委員会というのがありますが、島根県の人事委員会の勧告も出とるはずですが、これについて参考にするというお考えはなかったのか。その2点をお願いします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） はい。月例給と一時金の改定の率につきましては国と全く同じでございます。給料表も国の給料表と同じものを使っておりますので、同じ内容になっております。それから、県の人事委員会の勧告と国の人事院勧告との違いでございますが、今年の場合には先ほど説明をさせていただいた改定の中には、月例給と一時金ともう一つ住宅手当がございました。国の人事院勧告はそうになっておりますが、県の島根県の人事委員会の勧告の中には住宅手当に関する部分の改定は今回含まれておりません。それで、県の方は何故改定されなかったかということ、現在調査を継続するという事で今回盛り込まなかったという説明を伺っております。従来邑南町では、国の人事院勧告の方に準じて改定をするというふうにしてまいりましたので、今回もそのように考えていたしました。

●山中議長（山中康樹） 12番。

●亀山議員（亀山和巳） え〜、これまでの慣例によって国が決めた、あ〜国の人事院が勧告した国家公務員を対象にした、あの〜勧告を本町は取り入れてそれを参考にしてやっとなる、数字もそれでやっとなる。島根県の人事委員会の勧告は、島根県職員、あ〜地方公共団体の職員を対象にしたその勧告であります。本町がそれをどちらかを選択して参考にするのであれば島根県の方を取り上げるべきではないのか。また、給与レベル手当のレベルにしても邑南町の場合と島根県の場合がどちらかゆうと似かよって、国の国家公務員の給与なり手当でゆうとかなり邑南町との乖離があるように思います。何故島根県のその地方公務員を対象にしたその勧告を使わず、国の人事院勧告、国家公務員を対象にした勧告を参考にするというのはこれまでの慣例だからということで理解してよろしいでしょうか。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） はい。え～国の勧告と、まあ国家公務員に対する勧告と島根県職員に対する勧告との両方がある中で何故国家公務員の方を採用、採用というか準じているかということですが、あの～まっそれぞれにそれぞれの地域の実態を調査して勧告をしますので、どちらでなければならないということはないと思いますけれども、島根県の場合は若干、国よりも現在水準的にレベルが上回っているというふうに思ってます、現在そういう実態を見ると邑南町で参考にすべきは県よりも国家公務員のものではないかと考えております。あの～、例年のこれまでの慣例とかということではなくて、今年夏にこの人事院勧告が出ておりますが、それから今日まで如何にすべきかということとは職員の代表ともずっと協議をしてきた中で導き出した結論でございますので、安易に決定したものでは決してないというふうに思ってます。

●山中議長（山中康樹） 12番。

●亀山議員（亀山和巳） え～、先、今の答弁ではしっかり、あの、国だけではなしに、県の勧告も充分検討したという結果でこういうことになったという答弁でしたが、も一つ参考にされたかどうかというのは、この人事院勧告が出て直後に、え～これはどこかいな、総務省から総務副大臣の通知として、毎年これも続けて出とる思うんですが、地方公務員の給与改定にあたっては、厳しい財政状況及び各地方団体の給与事情を十分に検討のうえとゆうことが伝わって来とると思います。これもしっかり検討されたうえかどうかということをお伺いします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） はい。財政状況はまあご存じのように非常に厳しい中ではございますけれども、え～職員に対する処遇もそれなりにきちんとしていかなければ、あ～行政サービスの維持というのは難しいというふうに思っておりますので、充分勘案したうえではございますが今回のこのような改定を提案させていただきます。

●山中議長（山中康樹） 他には質疑はないでしょうか。

●宮田議員（宮田博） はい。

●山中議長（山中康樹） 5番。

●宮田議員（宮田博） はい。あの～、まっ、これまでの質問等重複することもあるかと思いますが、ひとつにはああしてあの財政状況の厳しさとか云々ございましたが、これが今回の引き上げの額パーセンテージというものは僅かかもしれませんが、累積してきたこれまでの所謂この人件費にかかる歳出の負担の割合、そしてまた控えております給与の改定による今後財政負担、こういったものがですね、あの～本当に今年度また或いは来年度になって歳出に占める負担率というものまでしっかりと考慮した、え～この引き上げというものなのか。それと、先ほど総務課長がおっしゃったように、やはりこれは職員の処遇ということであるから、まあそういったものは、あ～、ある程度やむを得ない。例えば、これによって負担がかかるところは他の財源を圧縮するというような考えの元にまでしてやることなのか。そのあたりの将来の負担も含めての考えをお聞きしたいと思いますが。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） はい。え～と、人件費の改定は将来の財政状況まで見通したもののなかかどうかということですが、あの～、まあ職員は給与の水準それから定数、両方で総人件費というのは考えていかなければならないと思っております、そういった部分を人員適正化計画の中ではじいておりますので、それをもって今回の改定を作っております。

●宮田議員（宮田博） はい。

●山中議長（山中康樹） 5番。

●宮田議員（宮田博） はい。あの～、適正化計画もまあまだこれも策定の段階かなという感じがしておりますので、まあ早く進めていただかなければいけない、それとですね、そうですね、所謂今の将来負担、将来負担といいますが、え～、県下19市町村の中で、所謂財政指標に照らし合わせたときの人件費の割合的なものまで見ておられますか。どの程度の位置にあるのか。決して高い位置にあるのか。低い位置にあるのか。そのあたりはご覧になったことがありますか。まあ、直近でなくても数年前でもいいですが、私が調べたところでは過去からほとんど変わりなく、ある位置にあるとおもいますが、その辺まで考慮して適正かどうかという判断をしておられるのかどうか。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） はい。あの、県内でどういう位置にあるという、その、横

を見ながら給与水準を決定しているということはございませんが、あ〜、客観的に邑南町の給与水準がどういう位置にあるかという、例えば類似団体と比較すると高い方になっているのではないかというふうに思います。

●山中議長（山中康樹） 5 番。

●宮田議員（宮田博） あ、今の答弁のように確かに類似団体から見ると、非常に高い、非常でもありませんが高い位置に位置しているということはいえると思います。まあ、そういった中で冒頭申しましたように、じゃあ、あの〜町全体のバランス、歳出のバランスの中の人件費が低いのかという、これはずっと上がってきております。他のものは下がってくるようでも、人件費だけはまだ上がってくる。それから、特殊要因によってまた次年度もおそらく上がるはずで。で、そういった中でこれが町民の皆さんの目線にはどう捉えられるか、まあそういった所も重要な検討課題であろうかと思います。以上です。

●山中議長（山中康樹） 他には質疑はないでしょうか。

●山中議長（山中康樹） ありませんか。

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第 6 3 号の質疑を終わります。続きまして、議案第 6 4 号から議案第 6 8 号に対する質疑に入ります。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。はじめに、議案第 6 4 号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第 6 4 号の質疑を終わります。続きまして、議案第 6 5 号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第 6 5 号の質疑を終わります。続きまして、議案第 6 6 号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第 6 6 号の質疑を終わります。続きまして、議案第 6 7 号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第67号の質疑を終わります。続きまして、議案第68号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第68号の質疑を終わります。以上で、議案第63号から議案第68号までの質疑は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 議案の討論・採決

●山中議長（山中康樹） これより、議案の討論、採決に入ります。議案第63号に対する討論を行います。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 12番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） え～、私は議案第63号、邑南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。反対する理由としては、国の人事院勧告に基づくとこの理由だけで条例改正の議案が提出されたものであるとの判断に至ったこと。また、並びに人事院勧告を受けて閣議決定された地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについての総務副大臣通知の内容の考慮、または島根県人事委員会勧告の内容も充分考慮された経緯には疑問が残ります。これらの理由により、職員の給与に関する条例の一部を改正する議案に反対するものであります。人事院勧告はあくまでも国家公務員を対象にしたものであり、人事委員会を置いていない本町が職員の給与改定を検討する際は、島根県人事委員会の勧告を参考にすべきではないかとも考えます。結果として、行政改善を推し進める本町にあっては、この度の職員給与の条例改正は、これまでの慣行や前例主義に基づき提出されたものと言わざるを得ず、町民に理解をして貰えるものではありません。以上の理由により、私は人事院勧告に基づき職員給与を引き上げるといふ、職員の給与に関する条例の一部を改正をする議案に反対をいたします。どうか議員各位の御賛同をいただきますようお願いいたします。以上です。

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第63号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、賛成多数。したがって、議案第63号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第64号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第64号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） 賛成多数。したがって、議案第64号、令和元年度邑南町一般会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第65号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第65号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） 賛成多数。したがって、議案第65号、令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第66号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第66号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　賛成多数。したがって、議案第66号、令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第67号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第67号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　賛成多数。したがって、議案第67号、令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第68号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議

案第68号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） 賛成多数。したがって、議案第68号、令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 閉会中の継続調査の付託

●山中議長（山中康樹） 日程第4、閉会中の継続調査の付託についてを、議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもって、令和元年第6回邑南町議会定例会を閉会といたします。

—— 午前10時31分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員